本協会の概要とその業務の取組みについて

平成28年2月17日（水）

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会
Type Ⅱ Financial Instruments Firms Association

目　次

１．本協会の概要等

２．金融商品取引業の種別と自主規制

３．本協会の主な事業

４．正会員・電子募集会員

５．新規加入正会員及び正会員の状況

６．業登録の状況

【参考】電子申込型電子募集取扱業務等について

おわりに

１－１．本協会の概要

・ 本協会は、金融商品取引法第78条に基づき内閣総理大臣から認定を受けた、自主規制機関（認定金融商品取引業協会）です。

名　称：一般社団法人　第二種金融商品取引業協会

設　立：平成22年11月1日

所在地：東京都中央区日本橋茅場町１－５－８（東京証券会館2階）

代表者：稲野　和利

目　的：正会員及び電子募集会員の行う第二種金融商品取引業を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護 に資すること（注）。

会　員：正会員359社（第二種業者356社、登録金融機関3行）、賛助会員2社（※）、後援会員7団体（いずれも平成28年1月4日現在）

※賛助会員制度は、4月1日付けで廃止予定。

（注） 本協会は、第二種金融商品取引業のうち、①匿名組合契約などのいわゆるファンドの募集又は私募、②信託受益権又は匿名組合契約などのみなし有価証券関連業に関する自主規制と業界の健全な発展の役割を担っています。

１－２．本協会の設立に至る経緯（その１）

・ 平成１９年６月　金融商品取引業協会懇談会「金融商品取引業協会のあり方について」（中間論点整理）
http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/2shukisei_02.pdf

✓ 集団投資スキームの自己募集業及び信託受益権販売業についても、法的規制と自主規制の二重構造が構築されることが望ましく、今後、日本証券業協会内で、これらの「自主規制の隙間」について、検討を進めていくことが適当。

・ 平成１９年９月　金融商品取引法　施行

１－３．本協会の設立に至る経緯（その２）

・ 平成22年3月　日本証券業協会　第二種業の自主規制に関する勉強会「第二種金融商品取引業の自主規制について」（論点整理）

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/2shukisei_01.pdf

- ✓ 現在、金商法上の自主規制が存在していない、いわゆるファンドの自己募集業及び集団投資スキームの自己募集業及び信託受益権販売業を中心に自主規制を行う一般社団法人（自主規制機関）を設立する。

- ✓ 設立当初は、自主規制の体制整備が進んでいる業者を中心に運営を開始し、段階的に、広くカバーする。

１－４．本協会の設立に至る経緯（その３）

- 平成22年10月　ファンド販売業者に対する検査結果について（証券取引等監視委員会）
  - ✓ 35の検査実施先のうち、25先（約7割）において、法令違反等の事実が認められた。
  - ✓ 第二種金融商品取引業協会においては、今後、自主規制機関としての役割を十分に発揮し、ファンド販売業者をはじめとする会員業者の法令遵守の徹底に資することが強く期待される。
- 平成22年11月　本協会　設立
- 平成22年12月　本協会　業務開始
- 平成23年　6月　本協会　金商法上の認定協会として認定（自主規制規則を制定）
- 平成27年　5月　電子申込型電子募集取扱業務（いわゆるファンド投資型クラウドファンディング業務）の規則を施行

１－５．本協会の組織

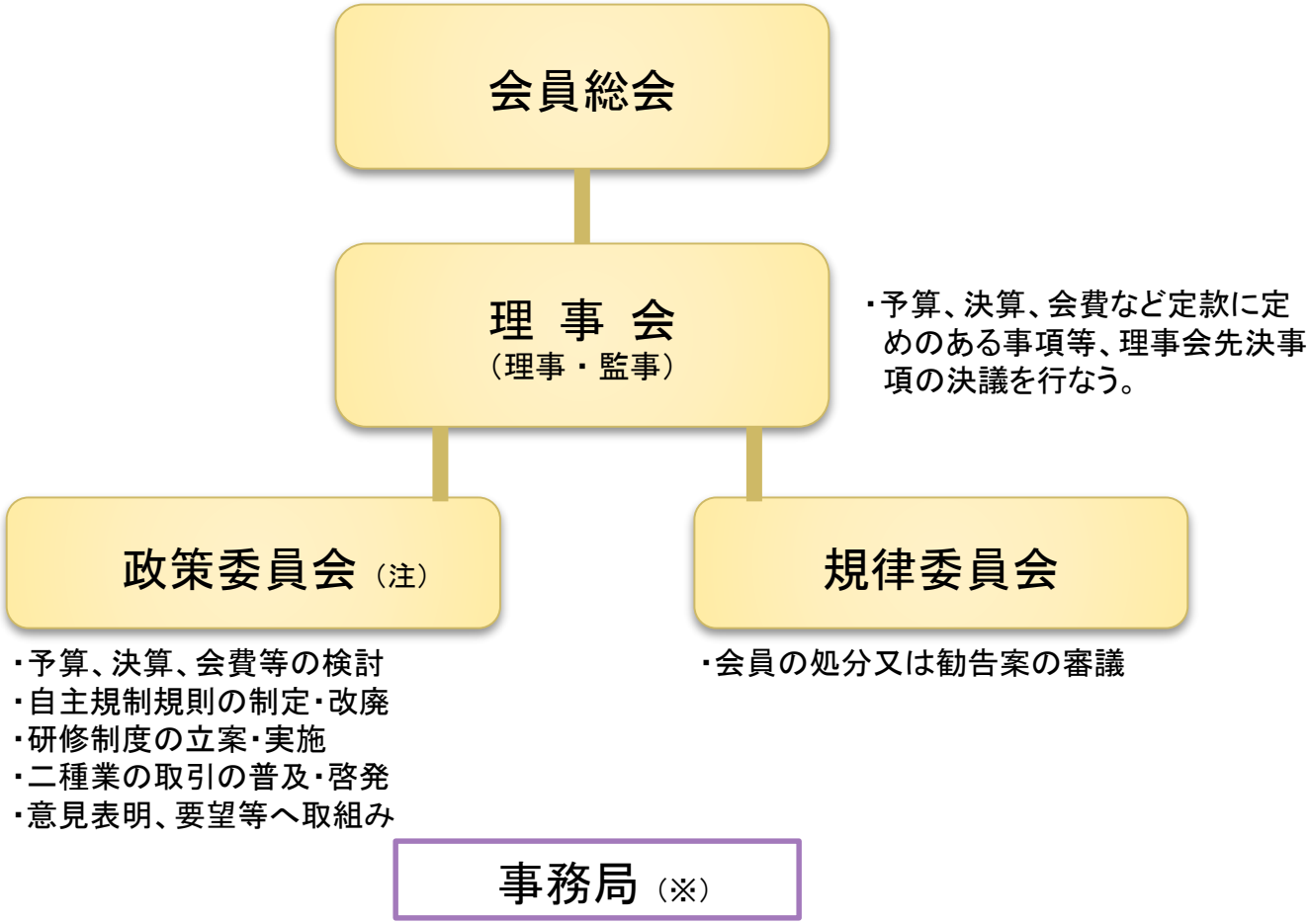

（注）政策委員会の下に、自主規制規則、研修制度及び投資型クラウドファンディングに関する検討会合を設置。

※事務局は、14名（1月末現在）。今後、研修、自主規制、監査などの業務分野で職員を中途採用する予定。

2. 金融商品取引業の種別と自主規制

<table>
<tr><th>業の種別</th><th>自主規制機関
（自主規制、調査、指導勧告など）</th><th>苦情解決
あっせん</th></tr>
<tr><td>有価証券関連業（第1種）</td><td rowspan="2">日本証券業協会</td><td rowspan="9">FINMAC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">店頭デリバティブ（第1種）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金融先物取引業協会</td></tr>
<tr><td>市場デリバティブ（第2種）</td></tr>
<tr><td>ファンドの募集・私募（第2種）</td><td rowspan="2">第二種金融商品取引業協会</td></tr>
<tr><td>みなし有価証券関連業（第2種）</td></tr>
<tr><td>投資信託委託業（投資運用）</td><td>投資信託協会</td></tr>
<tr><td>投資一任業（投資運用）</td><td rowspan="3">日本投資顧問業協会</td></tr>
<tr><td>投資助言業（助言）</td></tr>
<tr><td>投資一任契約・助言契約の
代理・媒介業（助言）</td></tr>
</table>

３－１．本協会の主な事業（その１）

① 各種研修の実施 （今年度は8コース、29回、東京、名古屋、大阪、福岡で実施中）

- 内部管理統括責任者研修、営業責任者研修、内部管理責任者研修の実施
- 社内諸規則等の整備に関する研修（業府令70条の2①関係）
- 不動産信託受益権取引に関する実務研修
- 反社会的勢力排除の実務研修
- 平成26年改正金商法の概要・二種業者に対する検査状況の説明会
- 代表者向け講演会（3月22日（火）、東京にて予定。）
- その他の実務研修（マイナンバー制度　など）

※講師は、金融庁に出向経験のある弁護士（西村あさひ、TMI、長島大野常松）及び行政当局の担当官など。

※平成28年度も、前年度の研修を継続するとともに、新しい研修を実施予定（「事業報告書の記載方法の研修」（4月8日予定）、不動産信託受益権の取引に関する必要書式（ひな型）に関する研修など）。

３－２．本協会の主な事業（その２）

② 自主規制規則の管理・運営

- 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則
- 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則、細則
- 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則、細則
- 処分等に関する規則
- 監査規則
- 苦情処理規則（注）
- 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
- 個人情報の保護に関する指針

（注）FINMAC（証券・金融商品あっせん相談センター）の利用

３－３．本協会の主な事業（その３）

・ 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
　－広告審査担当者による広告等の事前審査
　－広告等の表示において禁止される表示の規定　など

・ 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則
　－取引開始基準、自己責任原則、禁止行為、分別管理の徹底、顧客管理記録　など

・ 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則、細則
　－いわゆるファンド投資型クラウドファンディング業務に関する規則

・ 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則、細則
　－内部管理統括責任者、営業責任者、内部管理責任者に関する規則

・ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
　－基本方針の策定、反社でない旨の確約、暴排条項の整備、審査の実施、契約の禁止・関係の解消

３－４．本協会の主な事業（その４）

③　監査の実施

・「監査基本計画」を制定し、正会員・電子募集会員に対する監査（実地監査）を行う。

（監査対象先）

・顧客勧誘、分別管理、財務の問題点など総合的に勘案し、リスクベースで監査対象先を選定。

（重点点検事項）

①顧客勧誘の状況、②顧客資産の分別管理の状況、③反社排除に向けた態勢整備の状況、④財務の状況、など。

３－５．本協会の主な事業（その５）

④「自己点検報告書」制度の実施など

- 金商法及び関係政・府令、監督指針、自主規制規則などの遵守状況について、正会員がセルフチェックを行う。これまで、２回実施済み。現在、第３回目を実施し、集計中。
- ファンド取引に関する調査（分別管理の状況）

⑤ 二種業（ファンド取引）に関する統計情報の整備

- 電子申込型電子募集取扱業務に関する統計を公表（平成２８年１月から実施。）。
- その他、統計情報の整備について検討。

３－６．本協会の主な事業（その６）

⑥　反社会的勢力排除に対する支援

- 正会員が行う反社会的勢力排除の取組みを支援するため、正会員からの個別照会に対応（暴追都民センターとの連携）。
- 警察当局との連絡会議を設置（平成２７年８月３日に東京都第二種金商業警察連絡協議会を設立。）して、連携を強化。

⑦　正会員への情報発信

- 行政当局から得られた情報等、とりわけ法令改正等の重要な情報等やその他情報（これまでは、FATCA関係など）を、迅速に正会員に発信する。

３－７．本協会の主な事業（その7）

⑧　正会員間の意見交換

・　業態別で、正会員間の意見交換会の実施（予定）
　－不動産信託受益権、ファンド投資型クラウドファンディング業務、
　　競走馬ファンドの取扱業務、など

・　個別訪問（９月～１月、４２社）、地域ごとの意見交換会（予定）

⑨　行政当局等への要望の取りまとめ

・　第二種金融商品取引業に関する規制改革などの要望、パブリック・コメントへの意見を取りまとめ、行政当局に働きかけを行う。

⑩「第二種金融商品取引業に関する実務必携」の作成・配付

・　第二種金融商品取引業に関する実務必携（テキスト）を作成、正会員に配付。（第2版、平成27年11月）

4. 正会員・電子募集会員

	正 会 員	電子募集会員
資　格	金商業者又は登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者であって理事会の承認を受けた者	第二種少額電子募集取扱業者（注）であって理事会の承認を受けた者
入会金	100万円	50万円
年会費	50万円	30万円
議決権	2個	1個

（注）　第二種少額電子募集取扱業者とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（みなし有価証券又は金融商品取引所に上場されていないもので政令で定めるものを除く。）の募集・私募の取扱いであって、当該有価証券の発行総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たす業務のみを行う者をいう（金商法第29条の4の3②④）

※　上記のほかに賛助会員（4月1日で廃止予定。）及び後援会員があるが、記載を省略している。

５－１．新規加入正会員数及び正会員数の推移

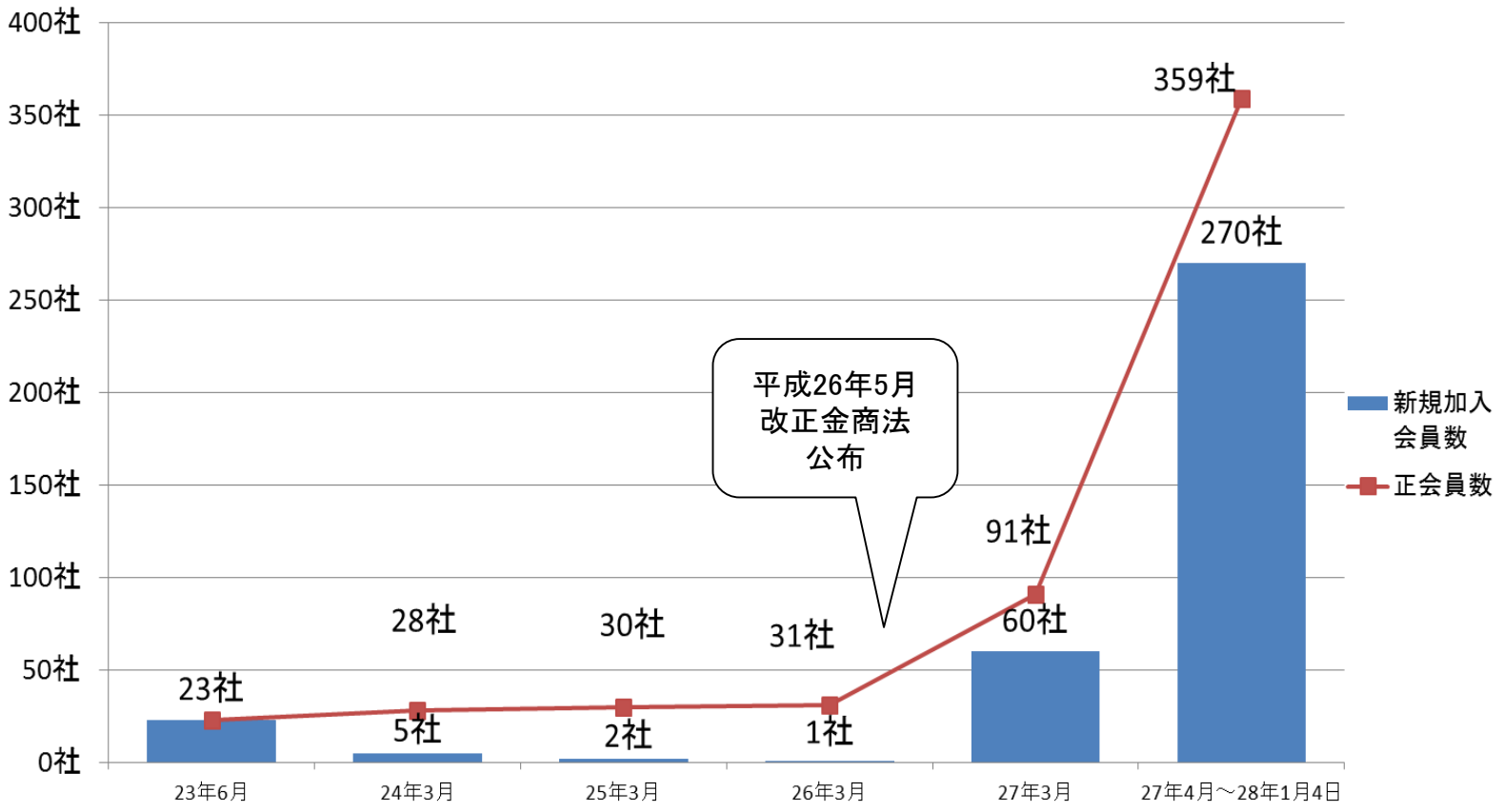

（参考）金融商品取引法

（登録の拒否）

第二十九条の四　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 ～ 三　　（　省　　略　）

四　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（個人である場合を除く。）にあつては、次のいずれかに該当する者

イ　資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ロ　国内に営業所又は事務所を有しない者

ハ　外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

ニ　協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ。）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

※ 公布　平成 26 年５月 30 日　　施行　平成 27 年５月 29 日

5－2. 資本金別正会員数

登録 資本金	関東	近畿	東海	福岡・九州	その他	合計
1,000万円 ～3,000万円未満	84	6	8	2	6	106
3,000万円 ～5,000万円未満	14	－	3	－	－	17
5,000万円 ～1億円未満	50	6	3	4	4	67
1億円 ～3億円未満	52	4	2	－	2	61
3億円 ～5億円未満	19	1	－	1	－	21
5億円 ～10億円未満	7	－	－	1	－	7
10億円 ～30億円未満	24	1	－	－	－	25
30億円 ～50億円未満	4	1	－	－	－	5
50億円以上	43	3	1	－	－	47
合計	297	22	17	8	12	356

（注）管轄は、所轄財務局別で分類。また、米ドル建ての3社を除く。　（平成28年1月4日現在）

５－３．役職員数別正会員の分布状況

登録 役職員数	関東	近畿	東海	福岡・九州	その他	合計
10人未満	180	12	14	5	8	219
10人～29人	58	7	1	3	3	72
30人～49人	20	1	1	―	1	23
50人～99人	20	1	―	―	―	21
100人～299人	8	―	―	―	―	8
300人～999人	3	-	―	―	―	3
1,000人～1,999人	1	―	―	―	―	1
2,000人～4,999人	―	―	―	―	―	―
5,000人～	―	―	―	―	―	―
合計	290	21	16	8	12	347

（注１）管轄は、所轄財務局別で分類。
（注２）第二種業に従事する従業員数。登録金融機関及び大手証券会社等１２行・社を除く。

（平成28年1月4日現在）

５－４. 業種別正会員の分布状況

登録 業務の種別	関東	近畿	東海	福岡・九州	その他	合計
第一種金商業	41	1	2	―	2	46
登録金融機関	3	―	―	―	―	3
投資運用業	46	2	1	1	―	50
投資助言・代理業	69	1	―	3	3	76
第二種金商業	141	18	14	4	7	181
合計	300	22	17	8	12	359

※　上から順に正会員が登録を受けた業務により分類　　（平成28年1月4日現在）

５－５．正会員の状況

- 金融商品取引業　　１５１社　（注）第一種、第二種、運用、助言・代理　など。

  （うち、証券会社　３９社、商品先物会社3社、投資運用会社２１社、
  投資助言会社１２社、事業型ファンド販売会社３６社、ＶＣ・ＰＥ２０社、
  いわゆる「愛馬会法人」　２０社）

- 銀行業　　３社
- リース業　　１１社
- 建設業　　５社
- 不動産業　　１８５社

  （宅建業１１４社、不動産運用２３社、不動産助言４８社）
- その他　４社（コンサル、企業再生等）

（注）主たる業務を日本標準産業分類を参考に分類。電子募集会員はまだない。

（合計　３５９社）

（平成２８年１月４日現在）

６．業登録の状況（金融庁HPより）

- 第一種金融商品取引業者　　２７９社
  （証券会社、金融先物会社、商品先物会社など）

- 第二種金融商品取引業者　１,１５８社
  （証券会社　約１００社、投信委託会社　約６０社、VC系　約１０社、リース系　約１０社、競走馬ファンド４０社（実質は半数の２０社）、不動産会社 約６００社　その他（二種専業）は、約４００社程度、など）

- 投資助言・代理業　　９９１社
- 投資運用業　　３４２社

合計　１,９４４社（平成２７年１２月末現在）

（注）同一業者が複数の業登録を受けている場合があり、内訳と一致しない。

- 適格機関投資家等特例業者等　２,７２７社（平成２７年１２月末現在）

【参考】平成26年改正金商法の概要

投資型クラウドファンディングの利用促進（第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係）

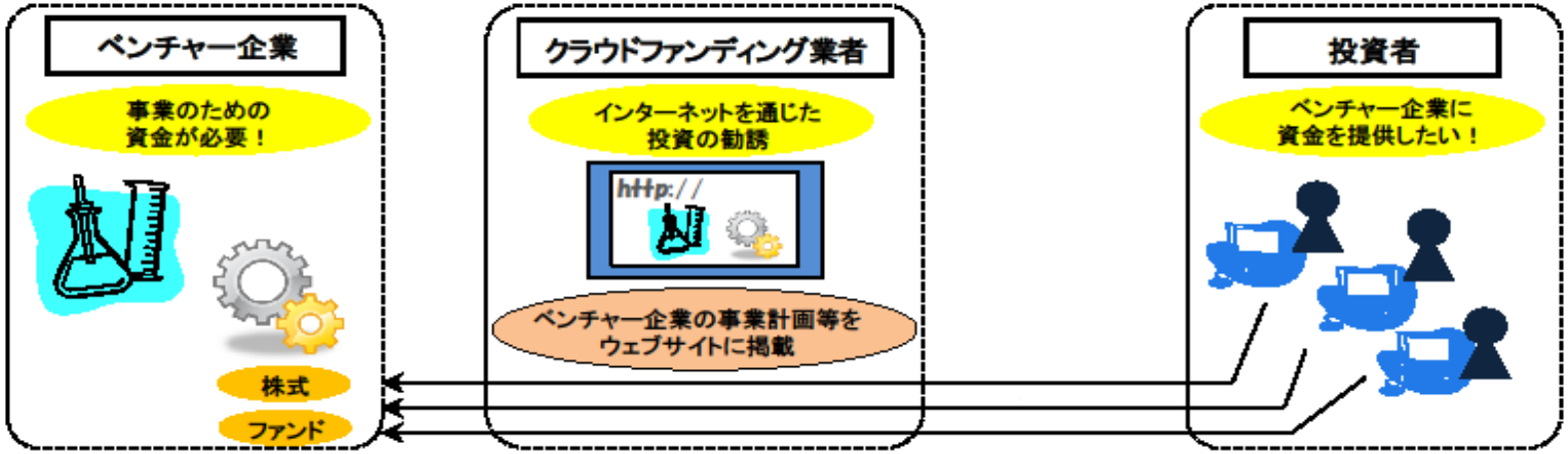

《現状》

- 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。
  （「株式」の勧誘：第一種金融商品取引業者　～兼業規制あり、最低資本金5,000万円）
  （「ファンド」の勧誘：第二種金融商品取引業者　～兼業規制なし、最低資本金1,000万円）
- 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等	• 少額(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準(注2)を引下げ。（第29条の4の2、政令） • 非上場株式の勧誘を、少額(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。（自主規制規則）
投資者保護のためのルールの整備	• 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。（第29条の4　登録の拒否、第35条の3　業務管理体制の整備、第43条の5）

（注1）発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下
（注2）第一種金融商品取引業者：（現行）5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者：（現行）1,000万円 ⇒ 500万円。

2

【参考】電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

有価証券（みなし有価証券）の売買その他の取引等
（法28条②一号、二号）

○正会員は、みなし有価証券の勧誘（訪問、電話、対面など）を行う。

電子募集取扱業務（法29条の2①六号、業府令8条十号）

○正会員は、ホームページ・電子メール等で、みなし有価証券（有価証券投資事業権利等を除く。）の募集・売出し・私募の取扱い等（注1）を行う。

電子申込型電子募集取扱業務
（業府令70条の2など）

○正会員のホームページ・電子メール等で、購入申込みが完結する。
○正会員による顧客への訪問、電話勧誘を禁止する。
○業務管理体制の整備

第二種少額電子募集取扱業務（法29条の4の3④）
○いわゆる事業型のファンド（2条2項五号・六号に掲げる権利）
○少額（総額1億、一人50万円など）
○募集・私募の取扱い（ネット申込み又は郵送等申込み（注2））
○電子募集取扱業務以外の勧誘（訪問、電話など）の禁止
○業務管理体制の整備

（注1）募集・売出しの取扱い、私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう（法2条8項9号）。なお、金銭貸付を行う出資対象事業を除く。また、自己募集は、電子募集取扱業務ではない。

（注2）郵送等申込みとは、第二種少額業者に書類を郵送するなどして申込みを行うケースを想定する。

【参考】 電子申込型電子募集取扱業務等に関する取扱状況

○規則施行後のファンドを対象。四半期ごとに、集計し公表。

報告対象期間	新規ファンドの状況		ファンドの事業運営の状況
	募集を開始したファンドの出資金の目標募集額の総額	事業が開始されたファンドの出資金の総額	報告対象期間末日に事業運営中のファンドの出資金の総額
平27. 5. 29～ 9. 30	263，670千円 （ファンド　41本）	6，650千円 （ファンド　3本） 【参考】 上記ファンドの目標募集額の総額 11，240千円	6，650千円 （ファンド　3本） 【参考】 規則施行前に募集を開始して事業運営中のファンドを含めた出資金の総額 2，154，640千円 （ファンド　215本）
平27. 10. 1～ 12. 31 （速報値）	316，500千円 （ファンド　51本）	107，890千円 （ファンド　17本） 【参考】 上記ファンドの目標募集額の総額 119，750千円	112，410千円 （ファンド　19本） 【参考】 規則施行前に募集を開始して事業運営中のファンドを含めた出資金の総額 2，267，130千円 （ファンド　231本）

出所：本協会HP（http://www.t2fifa.or.jp/toukei/index.html）

おわりに

- 本協会では、金商法上の自主規制機関としての役割及び第二種金融商品取引業の健全な発展のため、正会員・電子募集会員の様々なニーズの把握に努め、業務を行って参ります。是非、本協会への入会をご検討ください。

- 入会に関する以下の情報は、本協会HP（http://www.t2fifa.or.jp）に掲載して おります。詳しくは、こちらをご覧ください。また、事前確認書類などについて、ご質問があれば、事務局までお気軽にお問合せください。

  ① 入会申請に関するＱ＆Ａ
  ② 入会申請書類（一覧表、個別書類）
  ③ 入会申請書類の記載の仕方（一部書類に限ります）

○ ご質問などありましたら、事務局まで、お気軽にお問合せください。

（電　話） 03-3667-2461
（E-mail） jimukyoku@t2fifa.or.jp
（Ｈ　Ｐ） http://www.t2fifa.or.jp/